

障害補償給付支給請求書

障害特別支給金支給申請書
障害特別年金
障害特別一時金

(注意)

七 六 五 四 三 二 一

① 請求人が傷病補償年金を受けている者であるときは、④及び⑥には入力する必要がないこと。
 ② 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ③ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ④ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑤ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑥ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑦ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑧ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑨ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑩ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑪ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑫ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑬ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑭ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑮ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑯ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑰ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑱ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑲ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ⑳ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉑ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉒ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉓ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉔ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉕ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉖ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉗ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉘ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉙ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉚ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉛ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉜ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉝ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉞ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㉟ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊱ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊲ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊳ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊴ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊵ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊶ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊷ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊸ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊹ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊺ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊻ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊼ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊽ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊾ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。
 ㊿ 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑦については、その者の給付基礎日額を入力すること。④及び⑥の事項を証明することができない書類その他の資料を添付すること。

① 労働保険番号				フリガナ	④ 負傷又は発病年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	氏名	男女	年月日
			枝番号	生年月日	年 月 日 (歳)	
② 年金証書の番号				フリガナ	労働者	午前 午後 時 分 項
管轄局	種別	西暦年	番号	住所	職種	⑤ 傷病の治癒した年月日
				所属事業場 名称・所在地		年月日
⑥ 災害の原因及び発生状況 (災害発生場所、作業内容、状況等を簡明に入力すること。)						⑦ 平均賃金
						円 銭
						⑧ 特別給与の総額 (年額)
						円
⑨ 厚生年金保険等の受給関係	① 基礎年金番号	⑩ 被保険資格の取得年月日		年 月 日		
	① 当該傷病に関して支給される年金の種類等	年金の種類	厚生年金保険法の	イ 障害年金	ロ 障害厚生年金	
		障害等級	国民年金法の	イ 障害年金	ロ 障害基礎年金	
		支給される年金の額	船員保険法の	イ 障害年金		
		支給されることとなった年月日				
		基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード				
所轄社会保険事務所等						
③の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の①及び②に記載したとおりであることを証明します。 電話番号 - -						
事業の名称 (〒 -)						
事業場の所在地						
年月日						
事業主の氏名 ㉑						
(法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)						
(注意) ⑨のイ及びロについては、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。						
⑩ 障害の部位及び状態	(診断書のとおり。)	⑪ 既存障害がある場合にはその部位及び状態				
⑫ 添付する書類その他の資料名						
⑬ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関	名称	※ 金融機関店舗コード		本店 支店 支所	
		貯金通帳の記号番号	第	銀行 金庫 農協 漁協 信組		号
	郵便局	フリガナ	※ 郵便局コード			
		名称			郵便局	
		所在地	都 道 府 県	市 郡 区		
	郵便貯金通帳の記号番号	第			号	

障害補償給付の支給を請求します。

上記により 障害特別支給金 障害特別年金 の支給を申請します。(〒 -) 電話番号 - -

年 月 日 請求人 住所 労働基準監督署長 殿 申請人 氏名 ㉒

振込を希望する銀行等の名称		預金の種類及び口座番号	
銀行 金庫 農協 漁協 信組	本店 支店 支所	普通 当座 第	号
		名義人	